

夕張市都市公園ストック再編計画業務委託仕様書

第1章 総則

第1条（適用）

本仕様書は、「夕張市都市公園ストック再編計画策定業務」（以下「本業務」という。）に適用する。

第2条（業務の目的）

本市の都市公園は、人口減少・少子高齢化の進行や施設の老朽化に伴い、公園利用者の減少や維持管理負担の増大等の課題を抱えている。また、持続可能でコンパクトなまちづくりを進める上で、都市公園についても将来都市構造に応じた配置及び機能の見直しが求められている。

このため、夕張市緑の基本計画では、「量の確保から質の向上による公園づくり」を基本方針とし、公園ごとの役割及び機能を明確化した持続可能な公園体系の構築を進めることとしている。

本業務は、同計画に基づき、機能の重点化（選択と集中）による都市公園ストックの再編に係る実施計画を策定することを目的とする。

なお、本業務の実施にあたっては、別途策定する「夕張市公園施設長寿命化計画」と整合を図りながら、公園施設の更新、統廃合及び維持管理の方向性を一体的に整理するものとする。

第3条（業務の実施期間）

本業務の委託期間は、契約締結日の翌日から令和9年3月22日までとする。

第4条（対象区域等）

本業務は、夕張市全域に設置する都市公園（別紙）を対象とする。

ただし、児童遊園、子どもの遊び場（公営住宅等共同施設）、緑地等についても考慮するものとする。

第5条（準拠法令等）

本業務は、本仕様書によるほか、次に掲げる関係法令等に準拠して実施するものとする。

- (1) 都市公園法
- (2) 都市計画法
- (3) 都市緑地法
- (4) その他関係法令、基準等

第6条（関連計画）

本業務は、次に掲げる上位・関連計画との整合を図るものとする。

- (1) 夕張市総合計画（策定中・令和9年3月策定予定）
- (2) 夕張市まちづくりマスタープラン・夕張市立地適正化計画
- (3) 夕張市緑の基本計画
- (4) その他関連計画

第7条（管理技術者）

- 1 受託者は、本業務の実施にあたり、管理技術者を配置するものとする。

2 管理技術者は、都市計画、公園計画等に関する十分な知識及び業務経験を有する者とする。

第8条（打合せ協議）

打合せ協議は、業務着手時、中間時（2回）、成果品納入時を基本とし、必要に応じて追加実施するものとする。

第9条（資料貸与）

委託者は、本業務に必要な資料を受託者に貸与するものとする。

第10条（秘密保持）

受託者は、本業務により知り得た事項を第三者に漏らしてはならない。

第2章 業務概要

第11条（計画準備）

受託者は、業務の目的及び内容を十分把握し、業務実施方針、実施工程、実施体制等を整理した業務計画書を作成するものとする。

第12条（現況整理及び役割整理）

夕張市緑の基本計画（本編・資料編）及び同計画策定時の基礎データから必要なデータを整理し、公園ストックに関する課題及び市民ニーズについて、現況との整合性を確認の上、必要に応じて再整理する。

また、現在の人口動向、都市構造及び上位計画に基づくまちづくりの方向性を整理し、都市公園が果たすべき都市政策上の役割を明確化する。

第13条（都市公園ストックの評価）

都市公園ごとに利用実態（利用ニーズを含む）、公園施設の設置状況及び老朽化状況、維持管理状況、周辺人口等の地域特性並びに地区内の公園配置状況等を把握し、現況評価を行う。

第14条（再編の基本方針及び地区別再編計画の検討）

現況評価を踏まえ、ストック再編の基本方針、再編目標を整理するとともに、公園再編計画（地区内配置・機能構成の基本方針）を検討する。

なお、公園再編計画では、各都市公園を以下の区分に分類し、統廃合に係る機能移転先を整理するものとする。

- ・拠点公園（公園の質の向上に向け、重点的に整備・維持管理を行う公園）
- ・保全公園（自然環境や歴史文化資源として、景観保全を行う公園）
- ・統廃合対象公園（拠点公園や保全公園へ機能等の集約を行う公園）

第15条（公園区分別実施方針の整理）

1 拠点公園

各拠点公園について、位置付けと機能を明確化した上で、整備コンセプト、園内ゾーニング及び公園施設配置の考え方等を整理し、整備計画及び整備イメージ図として取りまとめる。

なお、機能整理は次の視点によるものとする。

- ・防災機能
- ・多世代利用

- ・景観形成及び都市魅力の向上
- ・管理運営の方向性

2 保全公園

各保全公園について、保全方針を整理する。

3 統廃合対象公園

統廃合対象公園について、廃止に向けた基本的な考え方を整理する。

なお、次の事項を含めて整理するものとする。

- ・跡地利用の方向性
- ・緑地保全の考え方
- ・地域への説明及び合意形成の進め方

第 16 条（概算事業費の算定）

公園区分別実施内容に基づき、次に掲げる費用を算定する。

- ・拠点公園整備費
- ・公園施設更新費
- ・公園施設撤去費
- ・公園廃止に伴う費用
- ・維持管理費
- ・維持管理コスト縮減効果（LCC）

第 17 条（再編アクションプランの整理）

公園区分別実施内容に基づき、以下に掲げる内容を必要な事業・施策として短期、中期及び長期に区分・整理する。

- ・公園施設更新
- ・拠点公園整備
- ・統廃合実施
- ・地域説明及び合意形成
- ・財源活用方策
- ・実施スケジュール

第 18 条（持続可能な維持管理手法の検討）

将来的な財政負担の軽減及び管理水準の維持を目的として、公園管理のあり方を検討する。

検討する項目は次のとおりとする。

- ・維持管理水準の設定
- ・公民連携の可能性
- ・指定管理者制度等の活用
- ・地域協働による維持管理
- ・民間活力導入の可能性
- ・管理コスト縮減方策

第 19 条（報告書作成）

受託者は、本業務の成果を報告書として整理するものとする。

第3章 成果品

第20条（成果品）

受託者は、本業務の成果品として、以下の報告書等を作成するものとする。

- （1）夕張市都市公園ストック再編計画 2部
- （2）報告書 2部
- （3）概要版 2部
- （4）公園評価結果一覧 1式
- （5）拠点公園整備計画資料 1式
- （6）概算事業費算定資料 1式
- （7）再編アクションプラン 1式
- （8）電子データ（CD-R等） 1式
- （9）照査報告書 1部

第21条（疑義）

本仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、委託者及び受託者が協議の上、決定するものとする。

(別紙) 公園等一覧

1. 都市公園

No.	名称		所在地
1	新清水沢公園	街区公園	清水沢清陵町
2	岳見公園	街区公園	南部岳見町
3	南清水沢中央公園	街区公園	南清水沢 2 丁目
4	菊水公園	街区公園	南部菊水町
5	沼の沢公園	街区公園	沼ノ沢
6	宮前公園	街区公園	清水沢宮前町
7	本町公園 (未供用)	街区公園	本町 1 丁目
8	青葉公園	近隣公園	南部青葉町
9	本町水郷公園	近隣公園	本町 1 丁目
10	平和公園	近隣公園	平和
11	石炭の歴史村公園	総合公園	福住、社光、高松、富岡、錦、丁未、小松
12	平和運動公園	運動公園	平和
13	滝の上公園	風致公園	滝の上
14	本町ふれあい公園	都市緑地	本町 4 丁目
15	丁未風致公園		丁未
16	めろん城公園		丁未
17	花とシネマのドリームランド		福住
18	花と緑の都市公園		住初
19	清水沢駅前公園		清水沢 3 丁目
20	南部列車公園		南部東町
21	鹿島眺望公園		鹿島

2. 児童遊園

No.	名称	所在地
1	鹿の谷 3 丁目児童遊園	鹿の谷 3 丁目
2	南清水沢 2 丁目児童遊園	南清水沢 2 丁目
3	南清水沢 4 丁目児童遊園	南清水沢 4 丁目
4	沼ノ沢児童遊園	沼ノ沢
5	紅葉山児童遊園	紅葉山

3. 子どもの遊び場 (公営住宅等共同施設)

No.	名称		所在地
1	本町 6 丁目団地	改良住宅	本町 6 丁目
2	末広翔団地	改良住宅	末広 2 丁目
3	末広恵団地	改良住宅	末広 2 丁目
4	平和和団地	改良住宅	平和
5	平和夢団地	公営住宅	平和
6	平和 K61 団地	公営住宅	平和
7	宮前泉団地	改良住宅	清水沢宮前町
8	宮前憩団地	賃貸住宅	清水沢宮前町
9	清陵町 1 区 21A 前	改良住宅	清陵町 1 区
10	清陵町 1 区 24A 前	改良住宅	清陵町 1 区
11	清陵町 2 区 3A 前	改良住宅	清陵町 2 区
12	真谷地改 54-6 前	改良住宅	真谷地
13	真谷地改 58-14 横	改良住宅	真谷地
14	楓・登川団地	改良住宅	楓・登川
15	夕南団地	改良住宅	南部夕南町
16	社光団地	公営住宅	社光
17	本町栄団地	改良住宅	本町 1 丁目
18	千代田団地	公営住宅	千代田
19	公営住宅跡地	—	南清水沢 3 丁目
20	南清水沢萌団地 (遊園)	公営住宅	南清水沢 4 丁目
21	南清水沢萌団地 (広場)	公営住宅	南清水沢 4 丁目

4. 緑地等

No.	名称	所在地
1	錦光台緑地	末広 2 丁目
2	しほろ団地緑地	清水沢 1 丁目
3	しみず団地緑地	清水沢 2 丁目
4	陽光団地緑地 (5 か所)	南清水沢 1 丁目、3 丁目
5	橋見団地緑地 (3 か所)	紅葉山
6	千代田三叉路花壇	千代田
7	メロン通年栽培場横花壇	丁未
8	サイクリング沿線樹木、花壇	社光